

教職員のための子育てリーフレット

R5. 3月 改訂
熊本県教育委員会



この「教職員のための子育てリーフレット」は、教職員が活用できる両立支援制度を分かりやすくまとめたものです。このリーフレットを仕事と子育ての両立のための道しるべとしてご活用いただければ幸いです。

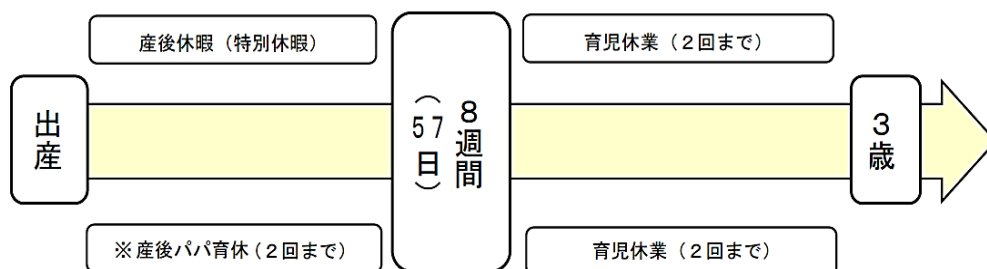
(以下は主な変更点)

令和4年10月に育児関連休暇・休業の制度が改訂され、内容が拡充しました

- ① 男性職員の育児参加休暇の取得期間を拡大
改訂前：産後8週間を経過する日まで → 改訂後：子が1歳に達する日まで
- ② 育児休業の取得回数制限の緩和
改訂前：原則1回まで → 改訂後：原則2回まで

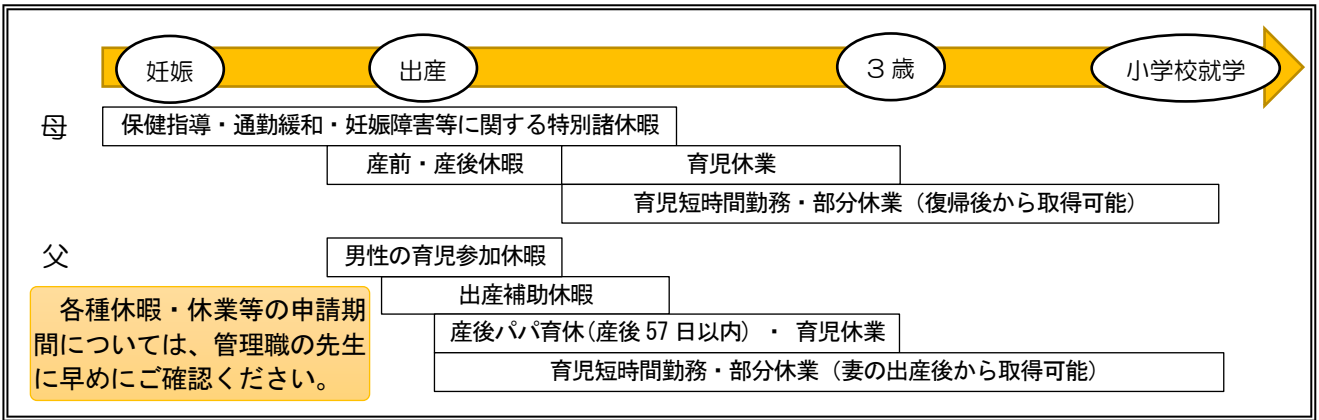
【イメージ図】

女性職員



男性職員

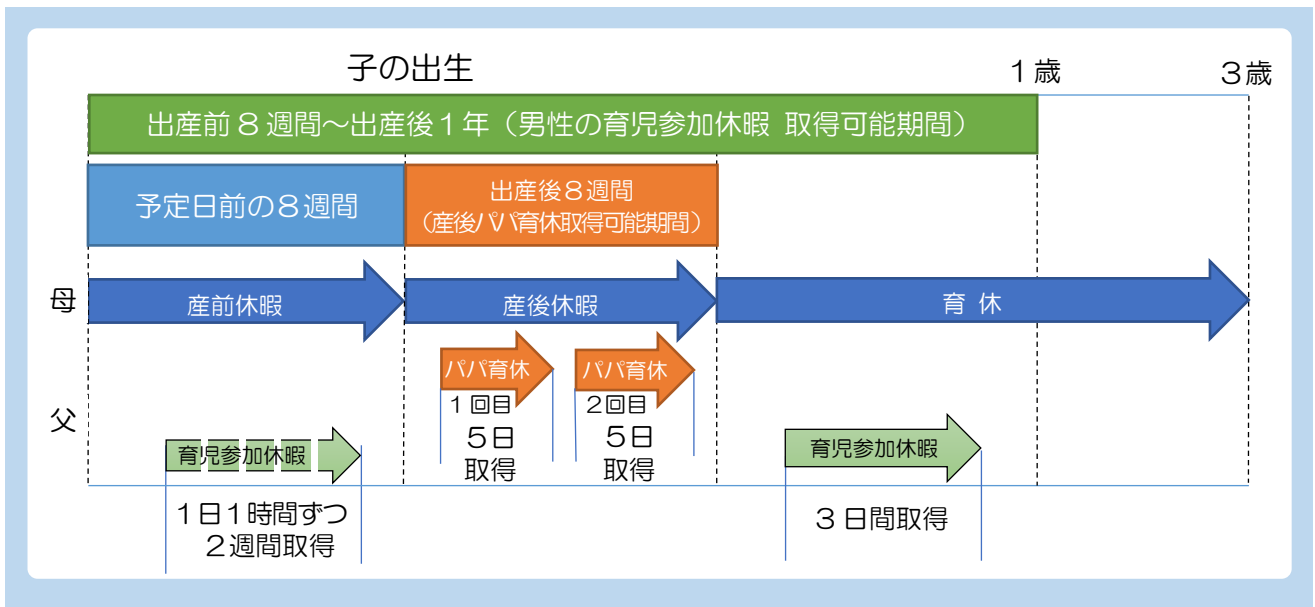
★主な制度と利用可能期間



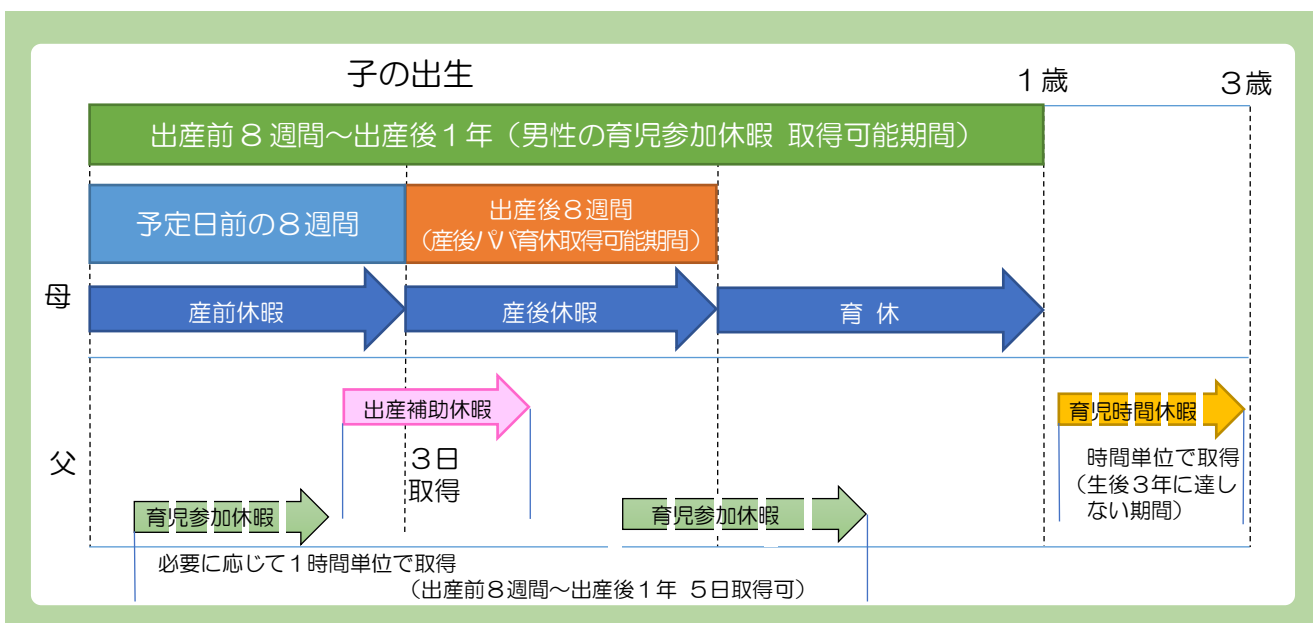
★新しい育児関連休暇・休業制度における取得例

ここでは、男性の育児関連休暇・休業に関する取得例についてご紹介します。

例1 「男性の育児参加休暇（有給）」と「産後パパ育休（無給）」2回を取得する場合



例2 男性の育児関連休暇（有給休暇）のみ取得する場合



子育て関連休暇・制度一覧

《女性職員の場合》

妊娠期間



出産

子育て期間



	特別休暇	特別休暇	特別休暇	特別休暇	特別休暇	休業	特別休暇	休業	休業	特別休暇
	保健指導又は健康診査を受けるための休暇	通勤緩和のための休暇	妊娠障害のため勤務困難な場合の休暇	産前休暇	産後休暇	育児休業	育児時間休暇	育児短時間勤務	部分休業	子の看護休暇
取得事由・期間など	母子保健法に基づく保健指導や健康診査を受ける場合(妊娠期間等により取得可能回数は異なる)	通勤混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合(勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間以内)	妊娠障害のため勤務することが困難な場合(14日以内)	8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)以内に出産する予定である場合	出産した場合	子を養育するため、一定期間休業することができる制度(2回まで取得可能)	生児を育てる場合(1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間)	子を養育するため、週あたり短い勤務時間を選択できる制度(以下から選択) ①19時間25分 ②19時間35分 ③23時間15分 ④24時間35分	子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度(勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日あたり2時間以内)	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要がある場合に認められる休暇(5日(子が2人以上で10日)以内)
時期、子の対象期間	妊娠中又は出産後1年以内	妊娠中	14日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	出産の日までの請求した期間	出産の日の翌日から8週間	3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで	生後3年に達しない期間	小学校就学の始期に達するまで	小学校就学の始期に達するまで	中学校就学の始期に達するまで
単位	1時間	1時間以内で必要と認める時間	1日、1時間	1日	1日		1日2回まで、1回30分、45分、60分又は90分		30分	1日、1時間
有給・無給	有給	有給	有給	有給	有給	無給	有給	勤務しない時間無給	勤務しない時間無給	有給

※また、子育て期間中は、①深夜勤務の制限、②時間外勤務の制限、③時間外勤務の免除の制度もあります。

《男性職員の場合》

配偶者の出産

子育て期間



	特別休暇	特別休暇	休業		特別休暇	休業	休業	特別休暇
	出産補助休暇	男性の育児参加休暇	「産後パパ育休」	育児休業	育児時間休暇	育児短時間勤務	部分休業	子の看護休暇
取得事由・期間など	配偶者の出産に伴う入院・退院の付き添い等を行う場合(3日)	配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合(5日)	子を養育するため、一定期間(出生の日から最大57日間)休業することができる制度(2回まで取得可能)	子を養育するため、一定期間休業できる制度(「産後パパ育休」とは別に2回まで取得可能)	生児を育てる場合(1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間)	(女性職員と同様)	(女性職員と同様)	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子を看護する必要がある場合に認められる休暇(5日(子が2人以上で10日)以内)
時期、子の対象期間	出産のための入院～出産後40日	出産前8週(多胎の場合14週)～出産後1年間	出産日から最大57日間	3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで	生後3年に達しない期間			中学校就学の始期に達するまで
単位	1日、1時間	1日、1時間			1日2回まで、1回30分、45分、60分又は90分			1日、1時間
有給・無給	有給	有給	無給	無給	有給			有給

※また、子育て期間中は、①深夜勤務の制限、②時間外勤務の制限、③時間外勤務の免除の制度もあります。